

## LSA 商標等取扱規程

## (目的)

第 1 条 本規程は、特定非営利活動法人 最終処分場技術システム研究協会（以下「LSA」）における商標及び商標権（以下「商標等」）に関する手続き及び管理に関し、必要な事項を定め、もって商標等の適正な運用を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「商標」とは、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に定める標章をいう。
- (2) 「商標権」とは、商標法に基づき商品商標及びサービスマークについて設定の登録により発生した権利をいう。
- (3) 「LSA 参加者」とは、次に掲げる者をいう。
  - イ. LSA の理事、理事長、副理事長、最高顧問、顧問、監事、事務局長、事務局次長
  - ロ. 委員会参加者、研究グループ参加者、研究ワーキング参加者、タスクホース参加者
  - ハ. エコスペシャリストネットワーク登録者
  - 二. 上記イロハ以外の個人会員、事務局担当者
- (4) 「会員」とは LSA 団体会員をいい、「個人会員」とは LSA 個人会員をいう。

## (商標等の報告)

第 3 条 LSA の研究活動等で、商標等の登録出願を希望する LSA 参加者は、所定の「商標等報告書（特許様式-商 1）」に必要事項を記載すると共に、必要に応じて説明書類を添付して事務局に提出する。

- 2 提出を受けた事務局は、記載洩れ、必要書類の添付洩れのみを確認し、遅滞なく理事会に提出する。
- 3 商標等報告者は、必要に応じて当該商標等が審議される理事会に出席し、商標等の内容を説明する。

## (商標等の手続き及び管理)

第 4 条 LSA における商標等の出願手続き及び管理は、運営委員会が行う。2 商標等の出願手続き及び管理業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 商標登録出願及び商標権の更新登録申請（以下「出願・更新」という）
- (2) 商標等の維持管理
- (3) LSA が保有する商標等の会員外者に対する使用許諾及び譲渡
- (4) 会員外者が保有する商標等の使用申請及び譲受
- (5) 商標等に関する紛争(訴訟を含む)への対応
- (6) 特許事務所及び法律事務所への対応

3 LSA の活動において生じた商標等については、理事会の承認無しに会員等で登録してはならない。ただし、理事会で登録しないことが決定したものについては、この限りではない。

## (評価)

第 5 条 第 3 条の規定に従い、LSA 参加者から商標等の報告があった場合は、理事会に諮り、権利を承継するかどうかの判断を行う。

2 理事会は、報告があった商標等が LSA として権利を承継することに対して有効性を有するか否か等を考慮し、判断する。

3 上記結果は書面により報告をした者に遅滞なく連絡する。

(更新の申請)

第 6 条 運営委員会は、その職務に関連して商標等を更新する必要があると認めたときは、その旨理事会に諮る。

2 運営委員会は、理事会が、LSA が更新する必要があると判断したものについて、商標等管理上特段の問題を生じるおそれがないと判断されるときは、更新の手続を行う。

(報奨)

第 7 条 商標等が登録された場合には、報告者に対して 1 万円の報奨金を支払う。

ただし、入賞金等にて報奨金相当額が既に支払われている場合はこの限りではない。

(登録等の周知)

第 8 条 運営委員会は、登録出願した商標について商標権を取得したとき又は更新をしなかったときは、その概要を LSA において周知し、適正な管理を図るものとする。

(使用形態)

第 9 条 運営委員会は、会員等に対し、その職務に関連する商標の使用態様（形状、色彩、使用箇所等）について、指示することができる。

(会員外者に対する使用許諾及び譲渡)

第 10 条 会員等は、その職務に関連し、会員外者から LSA の保有する商標等について使用許諾又は譲渡の申入れがあったときは、総務委員会に対して書面（特許様式・商 2）で通知するものとする。

2 運営委員会は、前項の通知があった場合には、理事会に諮問し、商標等の管理上特段の問題を生じるおそれがなく、その使用形態が LSA において適切と判断されるときは、使用許諾契約又は譲渡契約を締結するものとする。

3 前項の規定に基づく会員外者への使用許諾又は譲渡契約は、原則として有償とする。

(会員外者による LSA 権利の侵害の防止)

第 11 条 会員等は、LSA の保有する商標等に関し、会員外者による権利の侵害の事実又はそのおそれを発見した場合には、速やかに事務局及び運営委員会に報告するとともに、事務局及び運営委員会からの要請に応じて侵害の排除又は予防に協力するものとする。

(その他)

第 12 条 運営委員会は、商標等に関し、この規則に定めのない重要な事項が生じた場合は、必要に応じて当該事項について理事会に審議を求めるものとする。

(LSA 解散時の取扱)

第 13 条 LSA 解散時の取扱は以下の通りとする。

共同出願商標等の場合は共同出願人に、LSA 単独商標等の場合は、権利を放棄する。

ただし、個別に協議して決定することができる。

(本規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、運営委員会が起案し理事会の議決による。

付則 この規程は、平成 23 年 5 月 10 日から施行

2019 年 9 月 3 日修正